

サービス管理責任者研修テキスト

**「障害者自立支援法と  
サービス管理責任者の役割」**  
＜共通講義＞

平成23年10月5日

厚生労働省 社会・援護局  
障害保健福祉部 障害福祉課

**第2編 障害者自立支援法とサービス管理  
責任者の業務について**

# 1 障害者自立支援法と サービス管理

## (1) 障害者自立支援法のポイント

### 障害者自立支援法の目指すもの(目的規定)

- 障害者が一人ひとり応じた個別の支援を行う
- 自立した生活(日常生活や社会参加による社会生活)を営むことを支援する
- 障害者や障害児の福祉の増進とともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる「地域社会づくり」を進める

#### (目的)

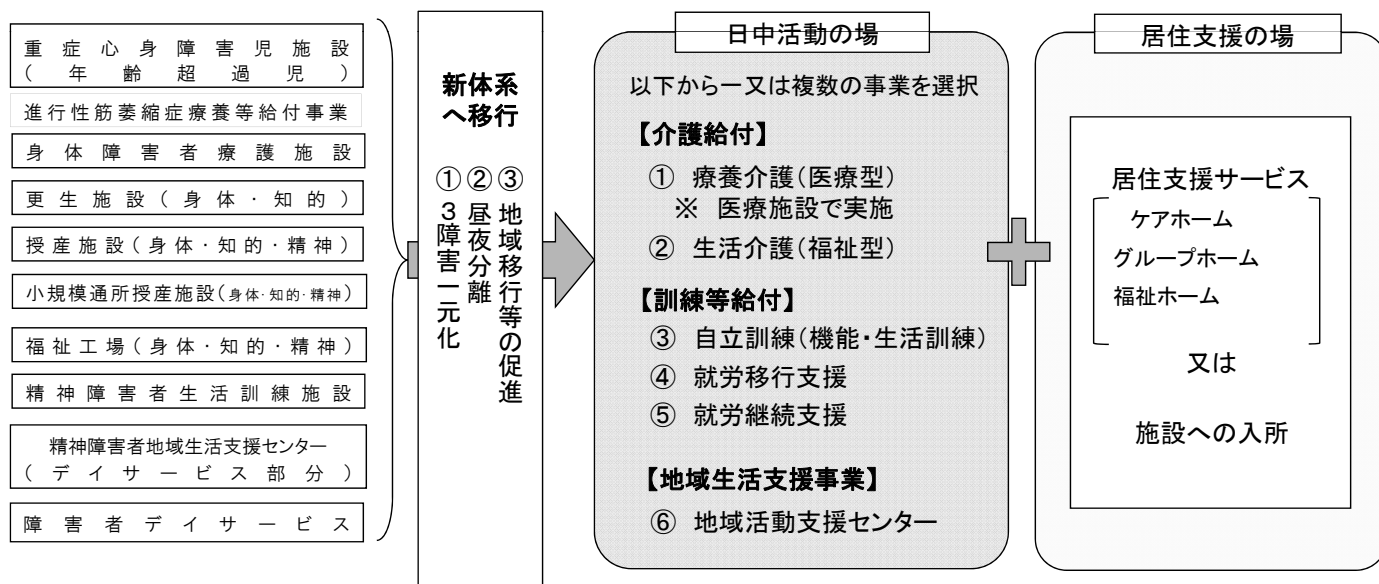
第一条 この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、児童福祉法その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、**障害者及び障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。**

# 利用者本位のサービス体系へ再編

障害者自立支援法による旧体系から新体系への移行は平成24年3月まで。

<再編前:旧体系>

<再編後:新体系>



4

## (2) サービス事業者等の責務

### 障害者自立支援法

#### 第42条

(指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設等の設置者及び指定相談支援事業者の責務)

2 指定事業者等は、その提供する障害福祉サービス又は相談支援の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、障害福祉サービス又は相談支援の質の向上に努めなければならない。

# (3) 各事業の標準的支援内容

## 居宅介護

### ○対象者

- 障害程度区分1以上の障害者等(身体障害、知的障害、精神障害)

### ○サービス内容

居宅における

- 入浴、排せつ及び食事等の介護
- 調理、洗濯及び掃除等の家事
- 生活等に関する相談及び助言
- その他生活全般にわたる援助

※通院等介助や通院等乗降介助も含む。

### ○主な人員配置

- サービス提供責任者:常勤ヘルパーのうち1名以上  
・介護福祉士、介護職員基礎研修修了者、ヘルパー1級  
・ヘルパー2級であって3年以上の実務経験がある者
- ヘルパー:常勤換算2.5人以上  
・介護福祉士、介護職員基礎研修修了者、  
ヘルパー1級、2級 等

### ○報酬単価

#### ■基本報酬

**身体介護中心、通院等介助**(身体介護有り)  
254単位(30分)~833単位(3時間)  
3時間以降、30分を増す毎に83単位加算

**家事援助中心、通院等介助**(身体介護なし)  
105単位(30分)~276単位(1.5時間)  
1.5時間以降、30分を増す毎に70単位加算

**通院等乗降介助**  
1回100単位

#### ■主な加算

**特定事業所加算**(10%又は20%加算)  
→①サービス提供体制の整備、②良質な人材の確保、③重度障害者への対応に積極的に取り組む事業所のサービスを評価

**特別地域加算**(15%加算)  
→中山間地域等に居住している者に対して提供されるサービスを評価

○事業所数 15,260(国保連平成23年5月実績)

○利用者数 120,140(国保連平成23年5月実績)

1

## 重度訪問介護

### ○対象者

- 重度の肢体不自由者であって、常時介護を要する障害者  
→ 障害程度区分4以上であって、下記のいずれにも該当する者  
① 二肢以上に麻痺等があること。  
② 障害程度区分の認定調査項目のうち、「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「できる」以外と認定されていること。

### ○サービス内容

居宅における

- 入浴、排せつ及び食事等の介護
- 調理、洗濯及び掃除等の家事
- その他生活全般にわたる援助
- 外出時における移動中の介護

※日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援を含む。

### ○主な人員配置

- サービス提供責任者:常勤ヘルパーのうち1名以上  
・介護福祉士、介護職員基礎研修修了者、ヘルパー1級  
・ヘルパー2級であって3年以上の実務経験がある者
- ヘルパー:常勤換算2.5人以上  
・居宅介護に従事可能な者、重度訪問介護従事者養成研修修了者

### ○重度訪問介護加算対象者

- 15%加算対象者…重度障害者等包括支援の対象者の要件に該当する者  
障害程度区分が区分6に該当する者のうち、意思疎通に著しい困難を有する者であって、以下に掲げる者

類型	状態像
人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障害者(Ⅰ類型)	・筋ジストロフィー ・脊椎損傷 ・ALS ・遷延性意識障害 等
最重度知的障害者(Ⅱ類型)	・重症心身障害者 等
障害程度区分の認定調査項目のうち、行動関連項目(11項目)等の合計点数が15点以上である者(Ⅲ類型)	・強度行動障害 等

- 7.5%加算対象者…障害程度区分6の者

### ○報酬単価

#### ■基本報酬

183単位(1時間)~1,409単位(8時間) ※8時間を超える場合は、8時間までの単価の95%を算定

#### ■主な加算

**特定事業所加算**(10%又は20%加算)  
→①サービス提供体制の整備、②良質な人材の確保、③重度障害者への対応に積極的に取り組む事業所のサービスを評価

**特別地域加算**(15%加算)  
→中山間地域等に居住している者に対して提供されるサービスを評価

○事業所数 5,054(国保連平成23年5月実績)

○利用者数 8,345(国保連平成23年5月実績)

2

# 行動援護

## ○対象者

- 知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介護を有する者  
→ 障害程度区分3以上であって、区分の認定調査項目のうち、行動関連項目(11項目)等の合計点数が8点以上である者。

## ○サービス内容

- 行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護
- 外出時における移動中の介護
- 排せつ及び食事等の介護その他の行動する際に必要な援助

- ・予防的対応  
…初めての場所で不安定になり、不適切な行動にでないよう、予め目的地での行動等を理解させる等
- ・制御的対応  
…行動障害を起こしてしまった時の問題行動を適切におさめること等
- ・身体介護的対応  
…便意の認識ができない者の介助等

## ○主な人員配置

- サービス提供責任者:常勤ヘルパーのうち1名以上  
・介護福祉士、介護職員基礎研修修了者、ヘルパー1級  
・ヘルパー2級であって3年以上の実務経験があること  
・行動援護従業者養成研修修了者  
+  
5年以上の直接処遇経験(知的障害・精神障害者等)  
※行動援護従業者養成研修修了者は3年(平成24年3月までの経過措置)
- ヘルパー:常勤換算2.5人以上  
・介護福祉士、介護職員基礎研修修了者、ヘルパー1、2級  
・行動援護従業者養成研修修了者 等  
+  
2年以上の直接処遇経験(知的障害・精神障害者等)  
※行動援護従業者養成研修修了者は1年(当面の間)

## ○報酬単価

### ■基本報酬

254単位(30分)~2,508単位(7.5時間以上)

### ■主な加算

#### 特定事業所加算(10%又は20%加算)

→①サービス提供体制の整備、②良質な人材の確保、③重度障害者への対応に積極的に取り組む事業所のサービスを評価

#### 特別地域加算(15%加算)

→中山間地域等に居住している者に対して提供されるサービスを評価

○事業所数 1,042(国保連平成23年5月実績)

○利用者数 5,738(国保連平成23年5月実績)

3

# 重度障害者等包括支援

## ○対象者

- 常時介護を要する障害者等であって、その介護の必要の程度が著しく高い者  
→ 障害程度区分6であって、意思疎通を図ることに著しい支障がある者であって、下記のいずれかに該当する者

	類型	状態像
重度訪問介護の対象であって、四肢すべてに麻痺等があり、寝たきり状態にある障害者のうち、右のいずれかに該当する者	人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障害者(Ⅰ類型)	・筋ジストロフィー ・脊椎損傷 ・ALS ・遷延性意識障害 等
	最重度知的障害者(Ⅱ類型)	・重症心身障害者 等
障害程度区分の認定調査項目のうち、行動関連項目(11項目)等の合計点数が15点以上である者(Ⅲ類型)		・強度行動障害 等

## ○サービス内容

- 訪問系サービス(居宅介護、重度訪問介護等)や通所サービス(生活介護、短期入所等)等を組み合わせて、包括的に提供

## ○主な人員配置

- サービス提供責任者:1人以上(1人以上は専任かつ常勤)(下記のいずれにも該当)  
・相談支援専門員の資格を有する者  
・重度障害者等包括支援対象者の直接処遇に3年以上従事した者

## ○運営基準

- 利用者と24時間連絡対応可能な体制の確保
- 2以上の障害福祉サービスを提供できる体制を確保(第3者への委託も可)
- 専門医を有する医療機関との協力体制がある
- サービス利用計画を週単位で作成
- 提供されるサービスにより、最低基準や指定基準を満たす

## ○報酬単価

### ■基本報酬

○4時間 800単位 ○1日につき12時間を超える分は4時間780単位  
○短期入所 890単位/日 ○共同生活介護 959単位/日(夜間支援体制加算含む)

### ■主な加算

#### 特別地域加算(15%加算)

→中山間地域等に居住している者に対して提供されるサービスを評価

短期入所利用者で、低所得である場合は1日当たり(68単位加算)

※平成24年3月31日まで

○事業所数 10(国保連平成23年5月実績)

○利用者数 35(国保連平成23年5月実績)

4

# 児童デイサービス

## ○対象児童

療育の観点から個別療育、集団療育を行う必要が認められる児童

※ 市町村は、支給決定の際、当該児童が療育指導を必要とするか否かについて、児童相談所・保健所に意見を求めることが望ましいものとする。

※ 放課後対策、レスパイトを理由とする利用については、地域生活支援事業の「日中一時支援事業」等に対応

## ○サービス内容

- 療育目標を設定した個別プログラムの策定及び評価
- 指導員等による児童への個別指導を1日に一定時間以上実施
- 個別プログラムに沿った集団療育の実施
- 保健、医療、教育も含めた支援システムを構築するため、関係機関と連携を図る

## ○主な人員配置

- サービス管理責任者
- 指導員又は保育士 10:2以上
- ※ みなし基準該当児童デイサービス事業所 15:2以上

## ○報酬単価

■ 基本報酬	
未就学児の利用者数が70%以上など 435単位～828単位(利用定員に応じた単位を設定)	左記に該当しない事業所 349単位～689単位(利用定員に応じた単位を設定)
■ 主な加算	
家庭連携加算(187単位～280単位) → 居宅を訪問し障害児及びその家族等に対する相談援助等の支援を行った場合	医療連携加算(250単位～500単位) → 医療機関との連携により看護職員を訪問させ障害児に対し看護を行った場合

○事業所数 2,135(国保連平成23年5月実績)

○利用者数 59,654(国保連平成23年5月実績)

5

# 短期入所

## ○対象者

居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設等への短期間の入所が必要な者

- 福祉型(障害者支援施設等において実施可能)
  - ・ 障害程度区分1以上である障害者
  - ・ 障害児の障害の程度に応じて厚生労働大臣が定める区分における区分1以上に該当する障害児
- 医療型(病院、診療所、介護老人保健施設において実施可能)
  - ・ 遷延性意識障害児・者、筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有する者及び重症心身障害児・者等

## ○サービス内容

- 当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を行う
- 本体施設の利用者とみなした上で、本体施設として必要とされる以上の職員を配置し、これに応じた報酬単価を設定

## ○主な人員配置

- 併設型・空床型  
本体施設の配置基準に準じる
- 単独型  
当該利用日の利用者数に対し6人につき1人

## ○報酬単価

■ 基本報酬		
福祉型短期入所サービス費(Ⅰ)～(Ⅳ) → 障害者(児)について、障害程度区分に応じた単位の設定 166単位～890単位	医療型短期入所サービス費(Ⅰ)～(Ⅲ) (宿泊を伴う場合) → 区分6の気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者、重症心身障害児・者等に対し、支援を行う場合 1,400単位～2,600単位	医療型特定短期入所サービス費(Ⅰ)～(Ⅲ) (宿泊を伴わない場合) → 左記と同様の対象者に対し支援を行う場合 1,300単位～2,480単位
■ 主な加算		
短期利用加算(30単位) → 利用開始日から連続30日以内の期間について1日につき加算	単独型加算(130単位) → 併設型・空床型ではない指定短期入所事業所にて、指定短期入所を行った場合	

平成21年4月創設

○事業所数 3,217(国保連平成23年5月実績) 医療型の指定数:256(22.10 障害福祉課調べ)

○利用者数 28,915(国保連平成23年5月実績)

6

# 療養介護

## ○対象者

- 病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする身体・知的障害者
- ① 筋萎縮性側索硬化症(ALS)患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者であって、障害程度区分6の者
  - ② 筋ジストロフィー患者又は重症心身障害者であって、障害程度区分5以上の者

## ○サービス内容

- 病院等への長期入院による医学的管理の下、食事や入浴、排せつ等の介護や、日常生活上の相談支援等を提供。
- 利用者の障害程度に応じて、相応しいサービスの提供体制が確保されるよう、事業者ごとの利用者の平均障害程度区分に応じた人員配置の基準を設け、これに応じた報酬単価を設定

## ○主な人員配置

- サービス管理責任者
- 生活支援員 等 4:1～2:1以上

## ○報酬単価

<b>■ 基本報酬</b>
利用定員及び別に定める人員配置に応じた単位の設定 定員40人以下の場合 521単位(4:1)～ 904単位(2:1) ※ 経過措置利用者等については6:1を設定 ※ 医療に要する費用及び食費等については、医療保険より給付
<b>■ 主な加算</b>
<b>地域移行加算(500単位)</b> →利用者の退院後の生活についての相談援助を行う場合 退院後30日以内に当該利用者の居宅にて相談援助を行う場合 それぞれ、入院中1回・退院後1回を限度に算定

○事業所数 35(国保連平成23年5月実績)

○利用者数 2,095(国保連平成23年5月実績)

7

# 生活介護

## ○対象者

- 地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な者
- ① 障害程度区分が区分3(障害者支援施設等)に入所する場合は区分4)以上である者
  - ② 年齢が50歳以上の場合は、障害程度区分が区分2(障害者支援施設等)に入所する場合は区分3)以上である者

## ○サービス内容

主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護や、日常生活上の支援、生産活動の機会等の提供

## ○主な人員配置

利用者の障害程度に応じて、相応しいサービスの提供体制が確保されるよう、利用者の平均障害程度区分等に応じた人員配置の基準を設定

- サービス管理責任者
- 生活支援員等 6:1～3:1

## ○報酬単価

<b>■ 基本報酬</b>		
基本単位数は、事業者ごとに利用者の①利用定員の合計数及び②障害程度区分に応じ所定単位数を算定。		
<b>■ 定員21人以上40人以下の場合</b>		
(区分6) (区分5) (区分4) (区分3) (区分2以下)※未判定の者を含む 1,170単位 884単位 633単位 572単位 525単位		
<b>■ 主な加算</b>		
<b>人員配置体制加算(44～256単位)</b> →直接処遇職員を加配(1.7:1～2.5:1)した事業所に加算 ※ 指定生活介護事業所は区分5・6・準する者が一定の割合を満たす必要	<b>訪問支援特別加算(187～280単位)</b> →連続した5日間以上利用がない利用者に対し、居宅を訪問して相談援助等を行った場合(1月に2回まで加算)	<b>リハビリテーション加算(20単位)</b> →利用者それぞれにリハビリテーション計画を作成し、リハビリテーションを行った場合

○事業所数 5,710(国保連平成23年5月実績)

○利用者数 175,096(国保連平成23年5月実績)

8

# 施設入所支援

## ○ 対象者

夜間において、介護が必要な者、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められるもの又は通所が困難である自立訓練又は就労移行支援の利用者

① 生活介護利用者のうち、区分4以上の者(50歳以上の場合は、区分3以上)

② 自立訓練又は就労移行支援の利用者のうち、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められる者又は通所によって訓練を受けることが困難な者

## ○ サービス内容

- 夜間における入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を実施
- 生活介護の利用者は、利用期間の制限なし  
自立訓練及び就労移行支援の利用者は、当該サービスの利用期間に限定

## ○ 主な人員配置

- 夜勤職員  
→1人以上(生活介護を実施している場合)
- 休日等の職員配置  
→利用者の状況に応じ、必要な支援を行うための勤務体制を確保

## ○ 報酬単価

<b>■ 基本報酬</b>	
基本単位数は、事業者ごとに利用者の①利用定員の合計数及び②障害程度区分に応じ所定単位数を算定。	
<b>■ 定員40人以下の場合</b>	(区分6) (区分5) (区分4) (区分3) (区分2以下)※未判定の者を含む
	400単位 328単位 256単位 180単位 115単位
<b>■ 主な加算</b>	
<b>重度障害者支援加算</b> (I) 特別な医療を受けている利用者[28単位] →区分6であって、次に該当する者が2人以上の場合は更に22単位 ①気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理が必要な者 ②重症心身障害者 (II) 強度行動障害者[10単位～735単位]	<b>土日等日中支援加算(90単位)</b> →土日等のため日中活動が実施されない場合等に、施設入所支援において日中支援を行う場合

○ 事業所数 1,674(国保連平成23年5月実績)

○ 利用者数 91,137(国保連平成23年5月実績)

9

# ケアホーム(共同生活介護)

## ○ 対象者

生活介護や就労継続支援等の日中活動等を行う障害者(身体障害者にあつては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限る。)であり、地域において自立した日常生活を営む上で、食事や入浴等の介護や日常生活上の支援を必要とする者(障害程度区分2以上に該当する障害者)

## ○ サービス内容

- 主として夜間において、共同生活を営むべき住居において入浴、排せつ又は食事の介護等を行う
- 日常生活上の相談支援や日中活動の利用を支援するため、就労移行支援事業所等の関係機関と連絡調整を実施

## ○ 主な人員配置

- サービス管理責任者
- 世話人 6:1以上
- 生活支援員 2.5:1 ~ 9:1

## ○ 報酬単価

<b>■ 基本報酬</b>	
世話人4:1・障害程度区分6の場合[645単位]	体験利用の場合[675～324単位]
世話人6:1・障害程度区分2の場合[210単位]	
<b>■ 主な加算</b>	
<b>夜間支援体制加算</b> →夜間、必要な職員を専任で配置する等夜間に介護等を行うための勤務体制等を確保する場合 314単位～5単位	<b>日中支援加算</b> →利用者が心身の状況等により日中活動サービス等を利用することができないときに、当該利用者に対し、昼間の時間帯における支援を行った場合 (区分2及び3) 270単位 (区分4～6) 539単位
<b>重度障害者支援加算</b> →区分6であつて重度障害者等包括支援の対象者2人以上であり、より手厚いサービスを提供する場合 26単位	

○ 事業所数 3,624(国保連平成23年5月実績)

○ 利用者数 43,812(国保連平成23年5月実績)

10



# 自立訓練(機能訓練)

## ○ 対象者

地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定期間の訓練が必要な身体障害者

- ① 入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行等を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などを目的とした訓練が必要な者
- ② 特別支援学校を卒業した者であって、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復などを目的とした訓練が必要な者 等

## ○ サービス内容

- 理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや、日常生活上の相談支援等を実施
- 通所による訓練を原則としつつ、個別支援計画の進捗状況に応じ、訪問による訓練を組み合わせ
- 利用者ごとに、標準期間(18ヶ月、頸髄損傷による四肢麻痺等の場合は36ヶ月)内で利用期間を設定

## ○ 主な人員配置

- サービス管理責任者
- 生活支援員 等 → 6:1以上

## ○ 報酬単価

■ 基本報酬	
通所による訓練 785単位(定員20人以下)	訪問による訓練 254単位(1時間未満の場合) ※ 訪問のうち、視覚障害者に対する専門訓練 750単位
■ 主な加算	
リハビリテーション加算(20単位) →利用者それぞれにリハビリテーション実施計画を作成し、個別のリハビリテーションを行った場合	

○ 事業所数 162(国保連平成23年5月実績)

○ 利用者数 2,493(国保連平成23年5月実績)

11

# 自立訓練(生活訓練)

## ○ 対象者

地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定期間の訓練が必要な知的・精神障害者  
(具体的には次のような例)

- ① 入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上などを目的とした訓練が必要な者
- ② 特別支援学校を卒業した者、継続した通院により症状が安定している者等であって、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などを目的とした訓練が必要な者 等

## ○ サービス内容

- 食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援や、日常生活上の相談支援等を実施
- 通所による訓練を原則としつつ、個別支援計画の進捗状況に応じ、訪問による訓練を組み合わせ
- 利用者ごとに、標準期間(24ヶ月、長期入所者の場合は36ヶ月)内で利用期間を設定

## ○ 主な人員配置

- サービス管理責任者
- 生活支援員 等 → 6:1以上

## ○ 報酬単価

■ 基本報酬	
通所による訓練 →利用定員数に応じた単位 572単位～748単位	訪問による訓練 254単位(1時間未満の場合) 584単位(1時間以上の場合)
■ 主な加算	
短期滞在加算 →心身の状況の悪化防止など、緊急の必要性が認められる者に対して宿泊の提供を行った場合 115単位(I) 180単位(II)	精神障害者退院支援施設加算(経過措置) →精神科病院病棟の病床減少を伴う形で設置した施設等において、退院患者に対し、居住の場を提供した場合 115単位(I) 180単位(II)

○ 事業所数 955(国保連平成23年5月実績)

○ 利用者数 9,360(国保連平成23年5月実績)

12

# 〔宿泊型自立訓練〕

## ○ 対象者

日中、一般就労や外部の障害福祉サービス並びに同一敷地内の日中活動サービスを利用している者等

対象者に一定期間、夜間の居住の場を提供し、帰宅後に生活能力等の維持・向上のための訓練を実施、または、昼夜を通じた訓練を実施するとともに、地域移行に向けた関係機関との連絡調整を行い、積極的な地域移行の促進を図ることを目的とする。

## ○ サービス内容

- 食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援や、日常生活上の相談支援等を実施
- 個別支援計画の進捗状況に応じ、昼夜を通じた訓練を組み合わせ
- 利用者ごとに、標準利用期間は原則2年間とし、市町村はサービスの利用開始から1年ごとに利用継続の必要性について確認し、支給決定の更新を実施

## ○ 主な人員配置

- サービス管理責任者
- 生活支援員 → 10:1以上
- 地域移行支援員 → 1人以上 等

## ○ 報酬単価

■ 基本報酬	
宿泊による訓練 270単位(2年以内)～162単位(2年超)	
■ 主な加算	
地域移行支援体制強化加算 → 利用者の地域移行を促進するため、地域移行支援員を手厚く配置した場合 (1日につき)55単位	通勤者生活支援加算 → 一般就労している利用者が大半を占める事業所において、日中における雇用先事業所との調整等通勤者の生活面の支援をきめ細かく行う場合 (1日につき)18単位

○ 事業所数 75(国保連平成23年5月実績)

○ 利用者数 1,292(国保連平成23年5月実績)

13

# 就労移行支援

## ○ 対象者

一般就労等を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性に合った職場への就労等が見込まれる身体・知的・精神障害者(65歳未満の者)

- ① 企業等への就労を希望する者
- ② 技術を習得し、在宅で就労・起業を希望する者

## ○ サービス内容

- 一般就労等への移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性に合った職場探し、就労後の職場定着のための支援等を実施
- 通所によるサービスを原則としつつ、個別支援計画の進捗状況に応じ、職場訪問等によるサービスを組み合わせ
- 利用者ごとに、標準期間(24ヶ月)内で利用期間を設定

## ○ 主な人員配置

- サービス管理責任者
- 職業指導員 等 → 6:1以上
- 就労支援員 → 15:1以上

## ○ 報酬単価

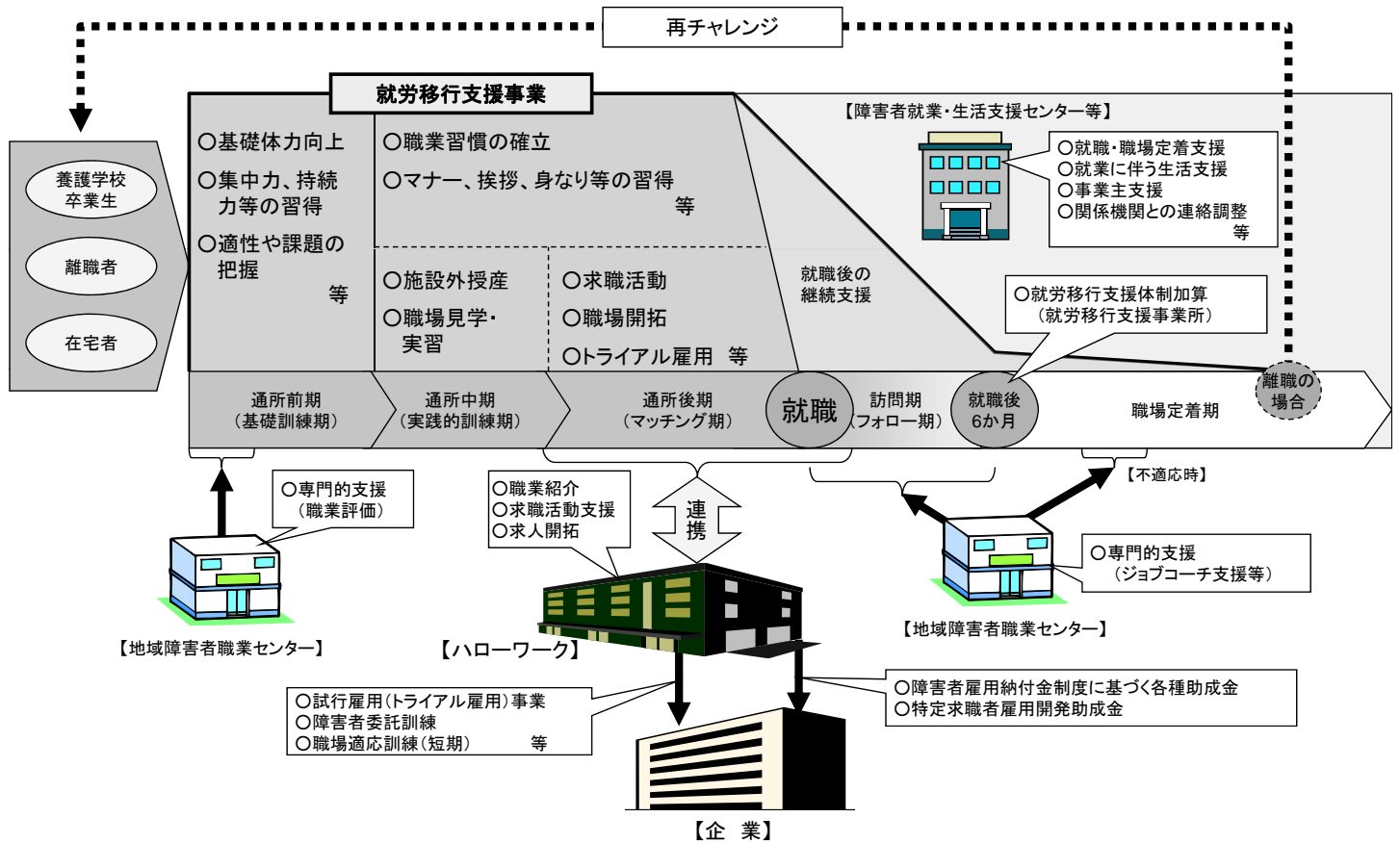
■ 基本報酬	
利用定員規模に応じた単位設定 759単位(定員21人以上40人以下)	
■ 主な加算	
就労移行支援体制加算 → 一般就労等へ移行した後、継続して6ヶ月以上就労している者が、定員の一定割合以上いる場合 21～189単位	就労支援関係研修修了加算 → 就労支援関係の研修修了者を就労支援員として配置した場合 11単位

○ 事業所数 2,068(国保連平成23年5月実績)

○ 利用者数 21,538(国保連平成23年5月実績)

14

# 就労移行支援事業と労働施策の連携



## 就労継続支援A型

### ○対象者

就労機会の提供を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上を図ることにより、雇用契約に基づく就労が可能な身体・知的・精神障害者(利用開始時、65歳未満の者)

- ① 就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用につけつかなかった者
- ② 盲・ろう・養護学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用につけつかなかった者
- ③ 企業等を離職した者等就労経験のある者で、現に雇用関係がない者

### ○サービス内容

- 通所により、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった者について、一般就労への移行に向けて支援
- 一定の範囲内で障害者以外の雇用が可能
- 多様な事業形態により、多くの就労機会を確保できるよう、障害者の利用定員10人からの事業実施が可能
- 利用期間の制限なし

### ○主な人員配置

- サービス管理責任者
- 職業指導員 等  
→ 10:1以上

### ○報酬単価

<b>■ 基本報酬</b>	
<b>就労継続支援A型サービス費(Ⅰ)</b> →前年の利用者平均数に対し職業指導員等数が7.5:1を満たす施設に対し、利用定員数に応じた単位 470単位～590単位	<b>就労継続支援A型サービス費(Ⅱ)</b> →前年の利用者平均数に対し職業指導員等数が10:1を満たす施設に対し、利用定員数に応じた単位 424単位～539単位
<b>■ 主な加算</b>	
<b>重度者支援体制加算</b> 45単位～56単位(就労継続支援B型も同様) → 障害基礎年金1級受給者を利用者として一定程度利用の場合、加算により評価。	<b>施設外就労加算</b> 100単位(就労移行支援、就労継続支援B型も同様) → 一定以上の利用者でユニットを組み、職員を同行させ、企業等にて就労を実施した場合、加算により評価。

○事業所数 805(国保連平成23年5月実績)

○利用者数 14,677(国保連平成23年5月実績)

# 就労継続支援B型

## ○対象者

就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない者や、一定年齢に達している者などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される身体・知的・精神障害者

- ① 企業等や就労継続支援事業(A型)での就労経験がある者であって、年齢や体力の面で雇用されること  
が困難となった者
- ② 就労移行支援事業を利用したが、企業等又は就労継続事業(A型)の雇用に結びつかなかった者
- ③ ①、②に該当しない者であって、50歳に達している者、又は試行の結果、企業等の雇用、就労移行支援  
事業や就労継続支援事業(A型)の利用が困難と判断された者

## ○サービス内容

- 通所により、就労や生産活動の機会を提供(雇用契約は結ばない)するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった者は、一般就労等への移行に向けて支援
- 平均工賃が工賃控除程度の水準(月額3,000円程度)を上回ることを事業者指定の要件とする
- 事業者は、平均工賃の目標水準を設定し、実績と併せて都道府県知事へ報告、公表
- 利用期間の制限なし

## ○主な人員配置

- サービス管理責任者
- 職業指導員 等  
→ 10:1以上

## ○報酬単価

### ■ 基本報酬

#### 就労継続支援B型サービス費(Ⅰ)

→前年の利用者平均数に対し職業指導員等数が7.5:1を満たす施設に対し、利用定員数に応じた単位  
470単位～590単位

#### 就労継続支援B型サービス費(Ⅱ)

→前年の利用者平均数に対し職業指導員等数が10:1を満たす施設に対し、利用定員数に応じた単位  
424単位～539単位

### ■ 主な加算

#### 目標工賃達成加算

→工賃について、一定の要件を達成した事業所に対し、加算を実施  
26単位(Ⅰ) 10単位(Ⅱ)

#### 目標工賃達成指導員配置加算

→工賃の引き上げを達成するための指導員を配置した場合、加算を実施  
64単位～81単位

○事業所数 5,668(国保連平成23年5月実績)

○利用者数 121,493(国保連平成23年5月実績)

16

# グループホーム(共同生活援助)

## ○対象者

就労し又は就労継続支援等の日中活動等を利用している障害者(身体障害者にあつては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限る。)であり、地域において自立した日常生活を営む上で、相談等の日常生活上の援助が必要な者

- ① 障害程度区分1又は障害程度区分に該当しない障害者
- ② 障害程度区分2以上の障害者であっても、利用者が特にグループホームの利用を希望する場合

## ○サービス内容

- 主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行う
- 日常生活上の相談支援や日中活動の利用を支援するため、就労移行支援事業所等の関係機関と連絡調整を実施

## ○主な人員配置

- サービス管理責任者
- 世話人 10:1以上

## ○報酬単価

### ■ 基本報酬

世話人 4:1 [257単位]

体験利用の場合 [287単位]

世話人10:1 [120単位]

### ■ 主な加算

#### 夜間防災体制加算

→警備会社との契約等により夜間において必要な防災体制を確保している場合  
25単位～12単位

#### 日中支援加算

→利用者が心身の状況等により日中活動サービス等を利用することができないときに、当該利用者に対し、昼間の時間帯における支援を行った場合  
270単位

○事業所数 3,131(国保連平成23年5月実績)

○利用者数 22,485(国保連平成23年5月実績)

17

## 2. 障害者自立支援法におけるサービス提供

### (1) サービス中心からニーズ中心へ

#### 利用者のニーズに合ったサービスを提供する

日中活動と居住に係るサービスの分離により、複数のサービスの組み合わせが可能となった。

利用者の選択に基づく多様なライフスタイルの選択ができる。

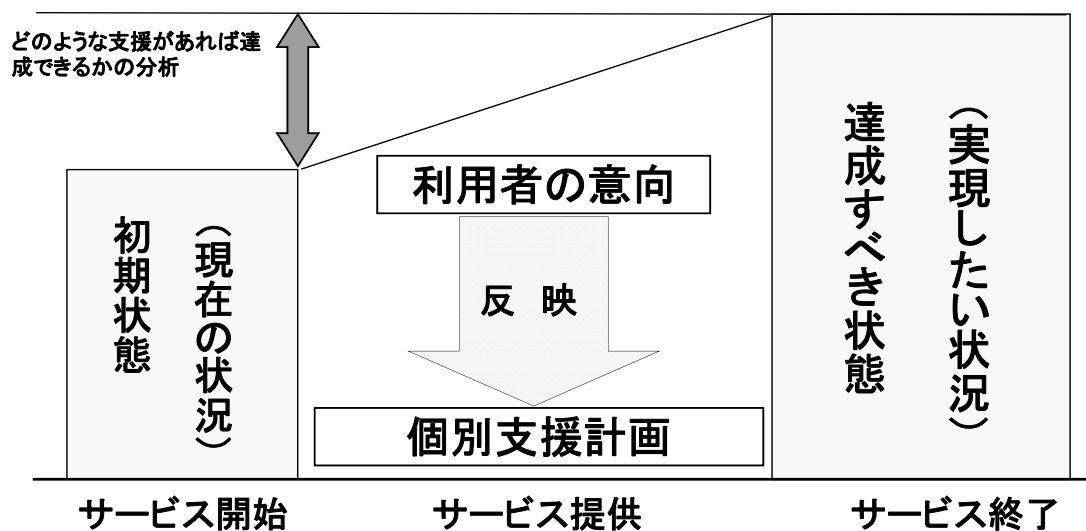
## (2) 将来目標を目指す支援

### 利用者の希望する生活を目指して、段階的に進める支援

地域移行や就労移行など、数年後の目標実現のために個別支援計画を作成し、段階を踏みながら着実に目標を達成する支援を目指す。

## 達成すべき状態の明確化

サービス管理責任者の役割  
ニーズに基づいて利用者の望みを実現



### **(3) 本人中心の支援**

#### **本人中心の支援**

本人の表現能力の低さや遠慮などにより意向が把握しにくいことがあるが、本人の意向を丁寧に把握し、個別支援計画の作成やサービス提供等を本人の了解を得ながら進める。

### **(4) 責任の明確化**

#### **サービス提供の結果が明確に**

個別支援計画に従ってサービスを提供することで、サービスの内容や到達度が利用者や関係者に明確になる。

## サービス管理責任者は、仕事の結果が問われる

例えば、

- 個別支援計画の作成など、利用者のニーズに基づいたサービス提供の仕組みを作ったか
- 適切な個別支援計画の作成やサービス提供ができるよう、サービス提供職員を適切に支援したか
- 利用者に対して質の高いサービスを提供したかなどが評価される。

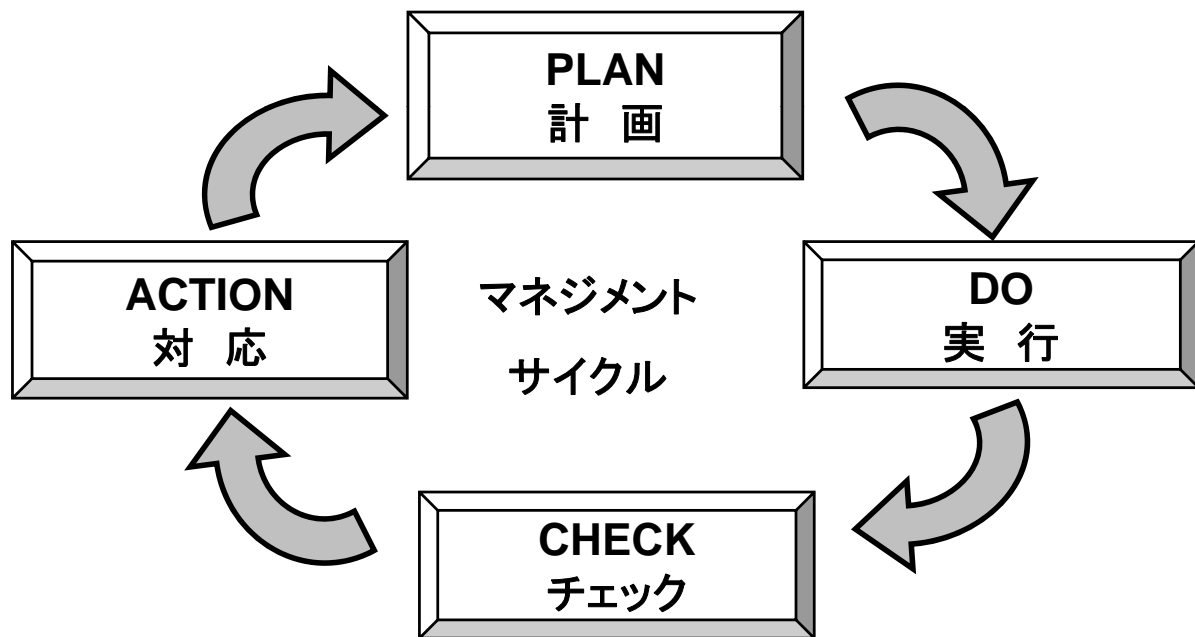
サービス管理責任者は自分自身の役割を常に意識して責任を果たすべき。

## サービス管理責任者評価の基準例

評価の項目	評価の基準
1. 質の高いサービスの提供	①苦情解決の推移 ②利用者や家族の満足度 ③福祉サービスの第三者評価
2. 事業の推進・効率化	①移行支援者の推移 ②利用者の推移 ③支援会議の効率化
3. 人材の育成・強化	①OJT、OFF JTの実施件数 ②資格取得などキャリアアップ ③研究発表など専門性・スキルの向上



# 個別支援計画による支援 (PDCAサイクル)



## (2) サービス管理責任者の業務内容 (療養介護の例)

- 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の  
人員、設備及び運営に関する基準 (厚生労働省令第171号)

### 第3章 療養介護

#### 第50条(従業者の員数)

- 4 サービス管理責任者(指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。) 指定療養介護事業者ごとに、イ又はロに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる数
  - イ 利用者の数が60以下 1以上
  - ロ 利用者の数が61人以上 1に利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

○ (同)

(療養介護計画の作成等)

**第58条** 指定療養介護事業所の管理者は、サービス管理責任者に指定療養介護に係る個別支援計画(以下この章において「療養介護計画」という)の作成に関する業務を担当させるものとする。

- 2 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に当たっては、適正な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握(以下この章において「アセスメント」という。)を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。
- 3 アセスメントに当たっては、利用者に面接して行わなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
- 4 サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定療養介護の目標及びその達成時期、指定療養介護を提供する上での留意事項等を記載した療養介護計画の原案を作成しなければならない。この場合には、当該指定療養介護事業所が提供する指定療養介護以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携を含めて療養介護計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。

- 5 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議(利用者に対する指定療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいう。)を開催し、前項に規定する療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。
- 6 サービス管理責任者は、第四項に規定する療養介護計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。
- 7 サービス管理責任者は、療養介護計画を作成した際には、当該療養介護計画を利用者に交付しなければならない。
- 8 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成後、療養介護計画の実施状況の把握(利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。)を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、療養介護計画の見直しを行い、必要に応じて療養介護計画の変更を行うものとする。
- 9 サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及び家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。
  - 一 定期的に利用者に面接すること。
  - 二 定期的にモニタリングの結果を記録すること。
- 10 第1項から第7項までの規定は、第8項に規定する療養介護計画の変更について準用する。

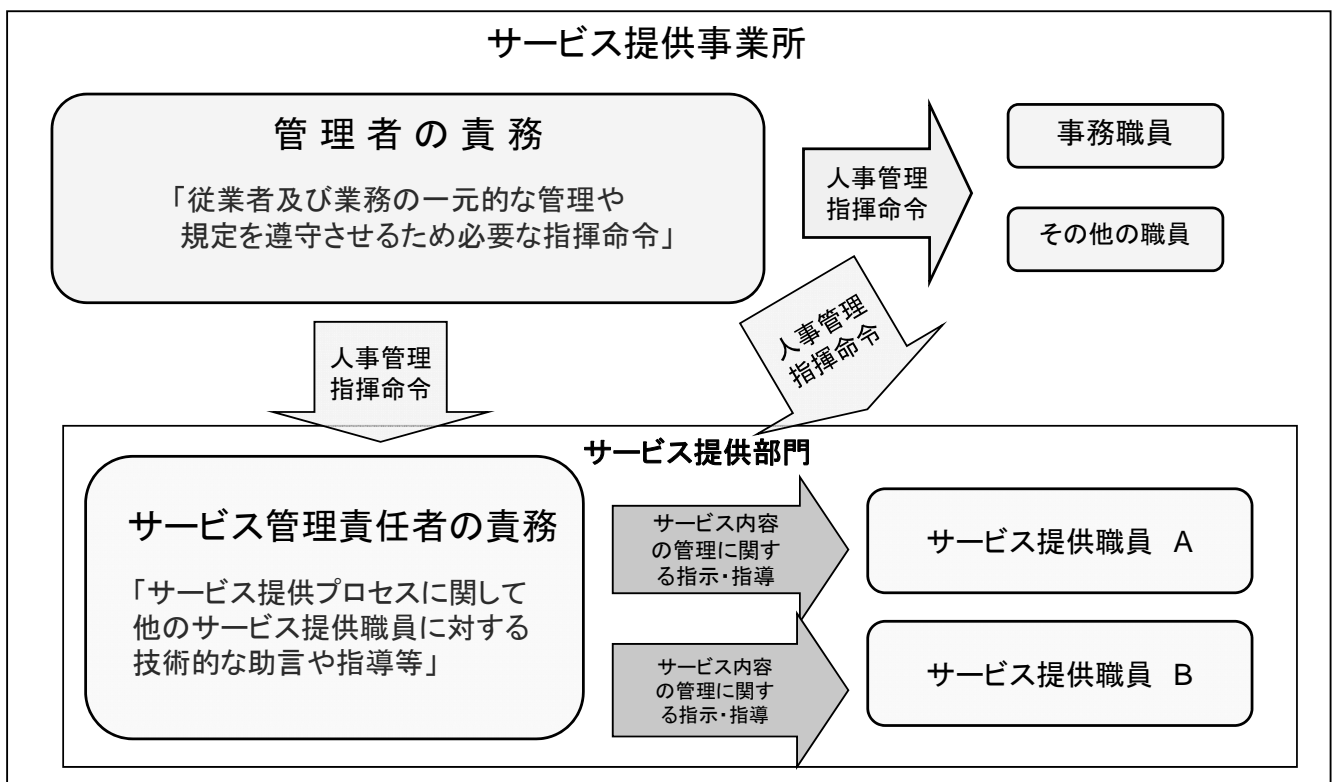
○ (同)

### 第59条(サービス管理責任者の責務)

サービス管理責任者は、前条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

- 1 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、当該指定療養介護事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。
- 2 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な援助を行うこと。
- 3 他の従業者に対する技術指導又は助言を行うこと。

## 「管理者」と「サービス管理責任者」の関係イメージ



## 「管理者」と「サービス管理責任者」の比較 ①

### 管理者

- ①指定要件:専従
- ②対象者像:施設長(管理職)を想定
- ③要件:
  - ・社会福祉主事の資格を有するか又は社会福祉事業に2年以上従事した経験のある者、又は社会福祉施設長資格認定講習会を修了した者(最低基準)
- ④根拠:社会福祉法66条
- ⑤責務:「従業者及び業務の一元的な管理や規定を遵守させるために必要な指揮命令」

### サービス管理責任者

- ①指定要件:専従で常勤
- ②対象者像:サービス提供部門の管理職又は指導的立場の職員を想定
- ③要件:
  - ・実務経験(3~10年)
  - ・サービス管理責任者研修修了
  - ・相談支援従事者研修(講義部分)受講
- ④根拠:自立支援法42条
- ⑤責務:「個別支援計画の作成やサービス提供プロセスの管理、他のサービス提供職員への技術指導と助言等」

## 「管理者」と「サービス管理責任者」の比較 ②

### 管理者の業務内容例

- ①利用者・市町村への契約支給量報告等
- ②利用者負担額の受領及び管理
- ③介護給付費の額に係る通知等
- ④提供するサービスの質の評価と改善
- ⑤利用者・家族に対する相談及び援助
- ⑥利用者の日常生活上の適切な支援
- ⑦利用者家族との連携
- ⑧緊急時の対応、非常災害対策等
- ⑨従業者及び業務の一元的管理
- ⑩従業者に対する指揮命令
- ⑪運営規程の制定
- ⑫従業者の勤務体制の確保等
- ⑬利用定員の遵守
- ⑭衛生管理等
- ⑮利用者の身体拘束等の禁止
- ⑯地域との連携等
- ⑰記録の整備

### サービス管理責任者の業務内容例

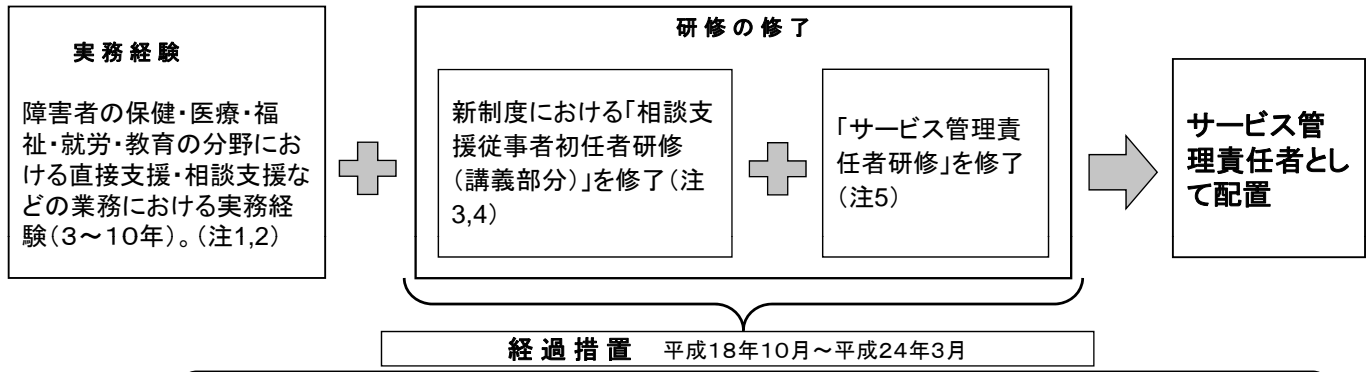
- ①個別支援計画の作成に関する業務
- ②利用者に対するアセスメント
- ③利用者との面接
- ④個別支援計画作成に係る会議の運営
- ⑤利用者・家族に対する個別支援計画の説明と交付
- ⑥個別支援計画の実施状況の把握  
(モニタリング)
- ⑦定期的なモニタリング結果の記録
- ⑧個別支援計画の変更(修正)
- ⑨支援内容に関連する関係機関との連絡調整
- ⑩サービス提供職員に対する技術的な指導と助言
- ⑪自立した日常生活が可能と認められる利用者への必要な援助

「相談支援専門員」と「管理者」・「サービス管理責任者」の比較

	相談支援専門員	サービス提供事業所	
		管理者	サービス管理責任者
指定要件	専従(支障がない場合は兼務可) ・専従→サービス提供時間帯を通じて、職員が張り付いていること。非常勤も可。	専従(支障がない場合は兼務可) ・専従→サービス提供時間帯を通じて、職員が張り付いていること。非常勤も可。	1名以上は専任で常勤(新体系) ・専任→特定の業務の主たる担当者として特定されていること。 ・常勤→雇用形態が常勤職員として雇用されていること。(週40時間労働)
対象者像	相談支援事業所の従業者	施設長(管理職)を想定	サービス提供部門の管理職又は指導的立場の職員を想定(管理職でなくても可)
要件	実務経験(3~10年)と相談支援従事者研修(初任者又は現任)を修了した者	社会福祉主事の資格を有するか又は社会福祉事業に2年以上従事した経験のある者、又は社会福祉施設長資格認定講習会を修了した者(最低基準)	実務経験(3~10年) ・サービス管理責任者研修修了 ・相談支援従事者研修(講義部分)受講
責務	利用者の意向を踏まえ、自立した日常生活や社会生活の実現のための支援、中立・公平な立場からの効率的で適切な障害福祉サービス利用のための支援等	「従業者及び業務の一元的な管理や規定を遵守させるために必要な指揮命令」	「個別支援計画の作成やサービス提供プロセスの管理、他のサービス提供職員への技術指導と助言等」
業務内容	①生活全般に係る相談、情報提供 ②利用者に係るアセスメントの実施 ③サービス利用計画の作成と変更 ④サービス利用計画の説明と交付 ⑤サービス利用計画の実施状況等の把握及び評価等(モニタリングの実施) ⑥サービス担当者会議等による専門的意見の聴取 ⑦障害福祉施設等との連携等 ※サービス利用計画の作成にあたっては、インフォーマルなサービスの利用も含め総合的な計画となるよう努めなければならない。	①利用者・市町村への契約支給量報告等 ②利用者負担額の受領及び管理 ③介護給付費の額に係る通知等 ④提供するサービスの質の評価と改善 ⑤利用者・家族に対する相談及び援助 ⑥利用者の日常生活上の適切な支援 ⑦利用者家族との連携 ⑧緊急時の対応、非常災害対策等 ⑨従業者及び業務の一元的な管理 ⑩従業者に対する指揮命令 ⑪運営規程の制定 ⑫従業者の勤務体制の確保等 ⑬利用定員の遵守 ⑭衛生管理等 ⑮利用者の身体拘束等の禁止 ⑯地域との連携等 ⑰記録の整備	①個別支援計画の作成に関する業務 ②利用者に対するアセスメント ③利用者との面接 ④個別支援計画作成に係る会議の運営 ⑤利用者・家族に対する個別支援計画の説明と交付 ⑥個別支援計画の実施状況把握(モニタリング) ⑦定期的なモニタリング結果の記録 ⑧個別支援計画の変更(修正) ⑨支援内容に関連する関係機関との連絡調整 ⑩サービス提供職員への技術的な指導と助言 ⑪自立した日常生活が可能と認められる利用者への必要な援助

### 3. サービス管理責任者について

# (1) サービス管理責任者の要件



実務経験の要件を満たしていれば、平成24年3月までの間に「相談支援従事者研修（講義部分）」を受講し、かつ「サービス管理責任者研修」を修了することを条件として、これらの研修を受講・修了していない場合であっても、暫定的にサービス管理責任者として配置できることとする。

- (注1) 実務経験については、別に定める。
- (注2) グループホーム、ケアホーム、児童デイサービスについては、現にサービス提供を実施している事業者において、実務経験を満たす人材を確保できない場合に限り、平成23年度末までに「相談支援従事者研修（講義部分）」と「サービス管理責任者研修」を受講・修了することを条件として、3年以上の実務経験をもって暫定的にサービス管理責任者として配置できることとする。
- (注3) 「相談支援従事者研修（講義部分）」とは、同研修のカリキュラムのうち、別に定める講義部分（2日間程度）をいう。
- (注4) 過去の「障害者ケアマネジメント研修」の修了者については、平成18年度以降、経過措置終了までの間に「相談支援従事者初任者研修」（1日）を受講した場合、新制度における「相談支援従事者研修」を修了したものと見なす。
- (注5) 多機能型の運営において複数種類の事業のサービス管理責任者を兼務する場合は、「サービス管理責任者研修」のうち、該当する種類の事業に係るすべてのカリキュラムを修了することが必要。ただし、事業開始後3年間は、少なくとも一つの種類の事業に係る研修を修了していればよいこととする。

業務の範囲	サービス管理責任者	
	業務内容	実務経験年数
障害者の保健、教育の分野における直接支援、福祉、就労、	相談支援業務	5年以上
	施設等において相談支援業務に従事する者	
	医療機関において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 (2) 訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者 (3) 国家資格等 1を有する者 (4) 施設等における相談支援業務、就労支援における相談支援業務、特別支援教育における進路相談・教育相談の業務に従事した期間が1年以上である者	
	就労支援に関する相談支援の業務に従事する者	
	特別支援教育における進路相談・教育相談の業務に従事する者	
その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者		
直接支援業務	10年以上	
	施設及び医療機関等において介護業務に従事する者	
	特例子会社及び障害者雇用事業所において就業支援の業務に従事する者	
	特別支援学校における職業教育の業務に従事する者	
その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者		
有資格者等	5年以上	
	上記の直接支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 (2) 訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者 (3) 保育士 (4) 児童指導員任用資格者 (5) 精神障害者社会復帰指導員任用資格者	
3年以上		
	上記の相談支援業務及び上記の直接支援業務に従事する者で、国家資格等 1による業務に5年以上従事している者	

1 国家資格等とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む。）、精神保健福祉士のことを言う。

# サービス管理責任者研修(都道府県研修)の構成

3日間構成(1日半の講義と1日半の演習)

受講者は、別途、障害者相談支援従事者研修(2日間)を受講

## (1) 講義(9H)

### ① 共通講義(6H)

- ・障害者自立支援法とサービス管理責任者の役割
- ・サービス提供のプロセスと管理
- ・サービス提供者と関係機関の連携

### ② 分野別講義(3H)

- ・分野別のアセスメント及びモニタリングの実際

## (2) 演習(10H)

- ・サービス提供プロセスの管理の実際:事例研究①
- ・サービス提供プロセスの管理の実際:事例研究②(個別支援計画)
- ・サービス内容のチェックとマネジメントの実際(模擬会議)

### 相談支援従事者初任者研修とサービス管理責任者研修との関係

障害者相談支援従事者初任者研修カリキュラム				サービス管理責任者研修カリキュラム				
科目		獲得目標		科目		獲得目標		
開講式・オリエンテーション				相談支援従事者研修前半二日間を受講(左記のカリキュラム)				
1日目	障害者の地域生活支援	講義	1.5					1.5
	障害者ケアマネジメント(概論)	講義	2					2
	相談支援における権利侵害と権利擁護	講義	1.5					1.5
2日目	障害者自立支援法の概要	講義	1.5					1.5
	障害者自立支援法におけるサービス利用計画の作成	講義	1.5					1.5
	相談支援事業と相談支援専門員	講義	3.5					3.5
3日目	ケアマネジメントの展開	演習	6	開講式・オリエンテーション				
	実習ガイダンス	演習	1	1日目 3日目	障害者自立支援法とサービス管理責任者の役割	講義	2	
4日目	演習Ⅰ(3)	演習		2日目	サービス提供のプロセスと管理	講義	2	
	演習Ⅱ(4)	演習		3日目	サービス提供者と関係機関の連携	講義	2	
5日目	演習のまとめ	演習	3	4日目	分野別のアセスメントとサービス提供の基本姿勢	演習	3	
	地域自立支援協議会の役割と活用	講義	3	5日目	初期状態の把握から個別支援計画の作成(事例研究①)	演習	4	
計			31.5	3日目	分野別の事例を用いて、アセスメントによる利用者像の正確な把握から各事業のサービス内容を理解した上で、以下の点に注意しながら到達すべき目標の設定と、その実現のための個別支援計画の作成について演習する	演習	3	
					中間評価に基づく支援方針の修正と終了時評価(事例研究②)	演習	3	
					サービス内容のチェックとマネジメントの実際(模擬会議)	演習	3	
					個別支援計画の作成に係る会議をシミュレーションし、サービス管理責任者としてサービス提供者が展開する様々なサービス内容をチェックし、支援チームに対するマネジメントの方法について演習する			
							30.5	

3日間は専門の研修を受講

# サービス管理責任者資格要件弾力化事業について

## サービス管理責任者資格要件弾力化事業の概要

地方公共団体が、サービス管理責任者の確保が困難であるため障害福祉サービスの提供が困難であると認めた場合(注)に、サービス管理責任者の資格要件のうち、実務経験年数の要件を緩和するもの。

(注:本事業を実施する構造改革特別区域の属する都道府県の知事が、当該構造改革特別区域内において、サービス管理責任者の確保が困難であるため障害福祉サービスの提供が困難であると認めた場合に限る。)

### ○ 特例を設ける趣旨について

- ・ サービス管理責任者の確保を容易にすることで、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業所又は障害者支援施設(新体系サービス)への移行の促進を図るもの。

### ○ 緩和の内容について

- ・ 「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの」(平成18年厚生労働省告示第544号)において定めているサービス管理責任者の実務経験年数の要件のうち、通算5年以上と規定されているものについて通算3年以上に、通算10年以上と規定されているものについて通算5年以上にそれぞれ短縮。

### ○ 当該特区事業の認定に必要な書類について

- ・ 構造改革特別区域計画のほか、設定する特別区域内において、サービス管理者の確保が困難であり、そのために障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業等の提供が困難となっていることが認められる資料等。

### ○ 平成23年度以降について

- ・ 本事業は昨年9月から実施しており、一定期間経過後に弊害の有無について検証する予定。  
→ 検証結果を踏まえ、全国展開等について検討。